

病後児保育利用料補助事業について

1. 病後児保育利用料補助事業の概要

広島大学の職員の子（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下、「乳幼児」という）が、病気や怪我の回復期にあるため集団保育が困難な期間について、病後児保育施設を利用した場合の利用料の補助を行う事業

2. 利用対象者

広島大学に在職する職員のうち、学内外の保育園を利用している者、又は就業もしくは、介護等の事由により、その保育すべき乳幼児を家庭で保育することができない者

3. 事業内容

病後児保育施設を利用した際に支払った費用について、利用料の3分の2を超えない額（10円未満切り捨て）と1,000円のいずれか低い額を、利用料補助として大学から支援

4. 実施期間

平成28年10月1日～平成29年3月31日（この期間内に病後児保育施設を利用した日）

5. 利用回数

子ども1人あたり実施期間中8回（8日を限度）まで

6. 病後児後保育利用料補助事業の流れ

①病後児保育施設の利用

利用者が、直接当該施設に対して事前登録及び予約等の必要な手続きを行い、その利用料等を支払う。

②『病後児保育』を利用したことが確認できる書類の整備

利用者は、利用施設において、『病後児保育』を利用したことが確認でき、かつ利用した乳幼児が特定できる書類を交付してもらう。

・利用した乳幼児の氏名が記載された、病後児保育施設発行の「領収書」

※領収書で『病後児保育』を利用したこと、利用した乳幼児の氏名が確認できない場合は、その旨の記載がある書類が別途必要となります。

③補助金の請求

利用者は、「病後児保育利用料補助金請求書」（初回利用時のみ、「病後児保育利用料補助事業利用申請書」も併せて必要）に必要書類を添付し、利用月毎に一括して翌月5日までに男女共同参画推進室へ学内便等で提出する。

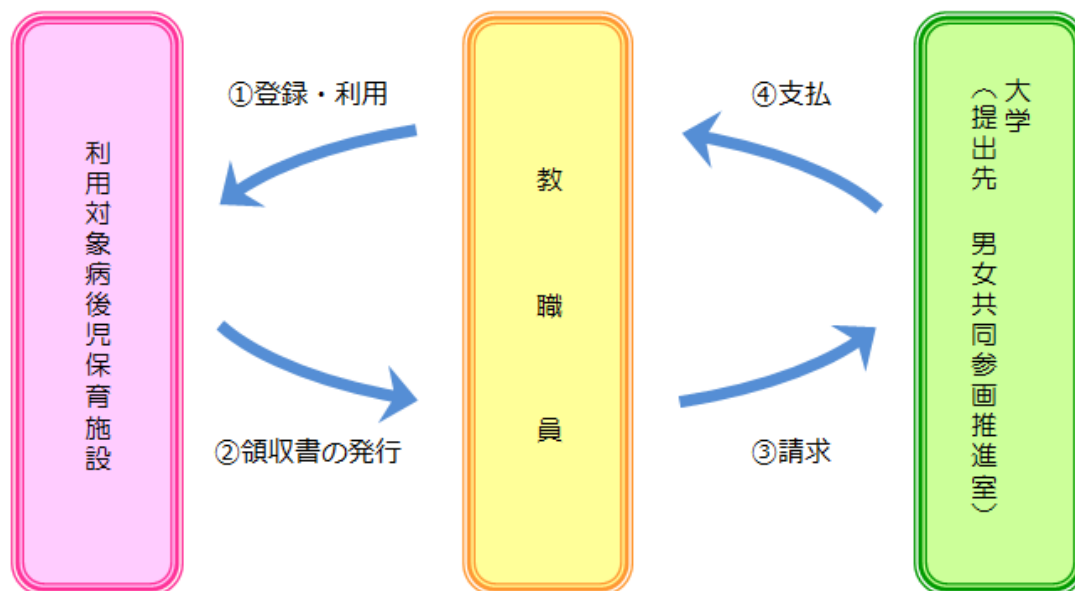
【必要書類】

- (1) 領収書（原本）
- (2) 病後児保育を利用したこと、利用した乳幼児の氏名が確認できる書類（領収書で確認できる場合は省略可）

※非常勤（クリニカルスタッフを含む）の方は，(1) もしくは (2) の書類に，当日が本学での勤務日だった旨を記載してください。

④ 補助金の支払い

内容を確認のうえ，「病後児保育利用料補助金請求書」に基づいて利用者の登録口座へ補助金を振り込む。



7. 利用対象施設（別添一覧参照）

- ・全国病児保育協議会に加盟している広島県内の病後児保育施設
- ・広島県内の各市町が実施する病後児保育事業において指定された病後児保育施設
- ・申請により理事の承認を得て利用する病後児保育施設